

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
 〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
 TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
 E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
 URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

### ストーカー規制法の強化

紛失防止タグ(スマートタグ)を悪用し位置情報を無断で取得する行為等を規制するほか、被害者の申出がなくても警察が加害者に警告できるなどの改正案を閣議決定。

#### ◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

11/10(月) 大安 源泉所得税の納付期限、国連COP30開幕
11(火) 赤口 税を考える週間(～17日)
12(水) 先勝 一の酉
13(木) 友引 米大リーグMVP発表
14(金) 先負
15(土) 仏滅 七五三、デフリンピック東京大会開会式
16(日) 大安

#### 先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

11/3(月) 文化の日

4(火) 51,497 ▼914 153.58 △0.72
5(水) 50,212 ▼1285 153.54 △0.04
6(木) 50,884 △672 153.86 ▼0.32
7(金) 50,276 ▼608 153.38 △0.48

#### 免税事業者等との取引に係る経過措置の取扱い

免税事業者等のインボイス発行事業者以外からの課税仕入れについては、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置を適用でき、令和8年9月までは仕入税額相当額の80%、令和8年10月からは50%となります。

#### ◆令和8年10月1日前後の取引の経過措置

免税事業者等からの仕入れに係る経過措置について、令和8年10月1日前後の取引において適用する割合は課税仕入れの時期で判断します。

商品の仕入れの場合、課税仕入れの時期は原則として引渡しのあった日となるため、令和8年9月30日までの仕入れは仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日以後の仕入れは50%の割合を用いて計算することとなります。

また、役務の提供を受けた場合、課税仕入れの時期は原則として役務の全部が完了した日になるため、例えば令和8年9月21日から提供を受けている役務が同年10月20日に完了した場合は、10月20日が課税仕入れを行った日となることから、仕入税額相当額の50%となります。

#### ◆短期前払費用に係る経過措置の適用関係

会社が支払う前払費用のうち、支払日から1年内に提供を受ける役務に係るもので要件を満たす場合は支払った事業年度での損金算入を認める「短期前払費用」の取扱いがあり、消費税についても短期前払費用に係る課税仕入れは、支出した日の属する課税期間において行ったものとして取り扱われます。

免税事業者等に対して支払った短期前払費用については、支払った日の属する課税期間において経過措置の適用を受けることができます。

■この記事の詳細は、情報BOX201543

#### 令和8年分からの扶養控除等申告書の変更点

令和7年度改正により、19歳以上23歳未満で合計所得金額58万円超123万円以下(給与所得のみの場合は年収123万円超188万円以下)の特定親族を有する場合に控除が受けられる「特定親族特別控除」が創設されたことに伴い、令和8年分以後の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の記載事項が変更されています。

令和7年分まで「控除対象扶養親族」を記載していましたが、令和8年分から「源泉控除対象親族」を記載することになります。源泉控除対象親族とは、①控除対象扶養親族又は②特定親族のうち合計所得金額100万円以下(給与所得のみの場合は年収165万円以下)に該当する方をいいます。

#### 来年の裁判員候補者に送付される通知

裁判所から、令和8年の裁判員候補者名簿に登録された約20万人(選挙権を有する18歳以上の方)に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が届きます。

これは裁判員に選ばれる可能性があることを事前に通知するものであり、事件ごとに名簿の中から裁判員候補者が選ばれるため、この段階では必ずしも裁判員に選ばれるわけではありません。

同封の調査票を確認し、該当する辞退事由などがある場合は必要事項を記入の上、返送します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000～TEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和8年10月1日前後の免税事業者等との取引に係る経過措置の適用

### ◆免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の概要

インボイス制度では、免税事業者等の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、令和11年9月30日までは仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

この経過措置の適用を受けるためには、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び一定の記載がされた帳簿の保存が必要となります。

経過措置の適用期間	控除割合
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当額の50%

### ◆令和8年10月1日前後の取引に係る経過措置の適用

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置は、令和8年9月30日まで仕入税額相当額の80%を控除できますが、令和8年10月1日から仕入税額相当額の50%に引下げられます。

控除割合が変更となる令和8年10月1日前後の取引において、経過措置を適用する際に用いる割合は、次のように課税仕入れの時期で判断することとなります。

#### ◎役務の提供を受けた場合

役務の提供を受けた場合の課税仕入れの時期は、原則として、その約した役務の全部が完了した日になります。

例えば、令和8年9月21日から提供を受けている役務について同年10月20日に完了し、同月31日に代金を支払う場合、令和8年10月20日が課税仕入れを行った日となることから、経過措置の適用に当たっては、仕入税額相当額の50%の割合を用いて計算することとなります。

#### ◎商品の仕入れ（資産の譲受け）の場合

商品の仕入れ（資産の譲受け）の場合の課税仕入れの時期は、原則として、その引渡しのあった日となります。

例えば、令和8年9月21日から同年10月20日に仕入れを行った場合、令和8年9月21日から同月30日までの仕入れは仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日から同月20日までの仕入れは仕入税額相当額の50%の割合を用いて計算することとなります。

### ◆短期前払費用に係る経過措置の適用

法人税において、前払費用※1の額で、その支払った日から1年内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合にその支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金に算入しているときは、これを認めるとされています（「短期前払費用※2」という。所得税についても同様）。

消費税の計算についても、短期前払費用に係る課税仕入れは、その支出した日の属する課税期間において行ったものとして取り扱うこととしています。

免税事業者等に対して支払った短期前払費用について、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等及び一定の記載がされた帳簿の保存があれば、当該短期前払費用を支払った日の属する課税期間において、経過措置の適用を受けることができます。

例えば、法人（3月決算）が免税事業者である取引先との保守契約に基づき、毎年1月に1年間分（1月～12月分）の保守料金を支払った上で短期前払費用として処理している場合、令和8年1月に支払った令和8年分の保守料金については令和8年3月期の課税仕入れとして、1年間分の保守料金全額が仕入税額相当額の80%の割合により経過措置の適用を受けることができます。

なお、当該経過措置の適用を受けた短期前払費用の金額が契約変更等により変動した場合は、変動が生じた課税期間における課税仕入れに係る消費税額に加算又は減算することとなりますが、この場合、当初の申告時に経過措置の適用を受けた割合により加算又は減算することとなります。

※1 前払費用とは一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時においてまだ提供を受けていない役務に対応するもので、原則として、支出した時に資産に計上し、役務の提供を受けた時に損金に算入します。

※2 短期前払費用として取扱いが認められるには、契約に基づき支払う1年以内の前払費用であること、等質・等量の役務提供であること、継続適用すること、などの要件を満たす必要があります。